

医療安全対策指針



医療法人社団貴順会 吉川病院

1. 医療安全対策指針

1) 基本理念

「医療法人貴順会吉川病院」は「心の通い合う医療」をモットーに、地域住民の生命と健康を守り、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整え、良質な医療を提供することを基本理念としている。ここに当院における医療安全管理体制の確立、医療安全管理のための具体的方策及び医療事故発生時の対応方法等について、指針を示すことにより、適切な医療安全管理の重質を図り、より安全な医療の提供を目指すものとする。

2) 医療安全管理のための基本的な考え方

医療安全は、医療の質に関わる重要な課題である。また、安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、当院及び職員個人が、医療安全の必要性・重要性を当院及び自分自身の課題と認識し、医療安全管理体制の確立を図り安全な医療の遂行を徹底することがもっとも重要である。このため、当院は、本指針を活用して医療安全委員会を中心に医療安全管理体制を確立すべき、安全文化の醸成に向けて活動をする。

2. 患者相談窓口の設置

患者等の苦情、相談に応じられる体制を確保するために院内に患者相談窓口を常設する。

1) 患者相談窓口を院内に明示する。

2) 相談により、患者・家族等が不利益を受けないように配慮する。

患者家族からの相談後の内容は個人情報保護を遵守し報告等の取り扱いに注意をする。

3) 苦情や相談等で医療安全に係る事項は医療安全対策委員会に報告し医療安全対策等検討する。

4) 患者相談窓口の対応の流れ図等を文章化する。(帳票類参照)

3. 医療安全対策指針の閲覧

医療安全への取り組みは、患者、家族、職員などが院内掲示・ホームページ等において閲覧することができる。